

山口県文化財磨き上げ事業環境整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県文化財磨き上げ事業環境整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、文化財を観光素材として磨き上げる上で、必要となる新たな環境整備を支援することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、山口県文化財磨き上げ事業（以下「本事業」という。）でモデル箇所を選定された者とする。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる経費の区分、補助率及び交付額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。
2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定めるものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
(1) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
(2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第7条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。
2 第1項の実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

別表

補助金の交付の対象となる 経費の区分	補助率	交付額
文化財を観光素材として磨き上げる上で、必要となる新たな環境整備に要する経費 ①観光コンテンツ造成に係る経費 (ワークショップ・協議会等の開催経費、ガイド育成経費等) ②プロモーションに係る経費 (写真・動画撮影、チラシ、パンフレット等の情報発信経費等) ③観光客受け入れに必要な環境整備に係る経費 (説明看板の設置・改修、便益施設の改修等)	1 / 2	左の対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と補助上限額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 補助上限額 1,000千円 ただし、本事業期間中、複数回申請する場合、補助上限額の1,000千円から過去に補助を受けた交付額を差し引いた額を補助上限額とする。

※補助対象外経費

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・補助金の交付決定日より前又は実績報告書提出期限より後に発生する経費
- ・消費税及び地方消費税
- ・事業のランニングコストとして整理すべき経費
- ・補助事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
- ・会食費、弁当代等の飲食費
- ・本事業における資金調達に必要なとなった利子
- ・別途、国、県、市町等の他の補助金と重複して受給することが禁じられている補助金、助成金、委託費等を受給する場合に、それを含む経費
- ・公租公課
- ・その他、補助金の使途として社会通念上不適切と認められる経費